

# 高圧ガス保安法令の改正情報

---



# 高圧ガス保安法令の改正情報



## ◆ 高圧ガス保安法令の改正一覧（令和4年分）

	項目	措置日
1	高圧ガス製造保安責任者試験等の手数料の改定	R4.1.26公布 R4.4.1施行
2	水素燃料電池自動車用燃料装置用容器のうち大型車の充填可能期限延長等	R4.6.22 公布・施行
3	高圧ガス製造保安責任者試験等の手数料の改定	R4.6.24公布 R4.6.30施行
4	一般複合容器に係る改正等	R4.7.29公布 R4.8.1施行 (一部R5.1.29施行)
5	冷凍則大臣認定試験者制度の創設等	R4.9.12公布 R4.10.1施行

### 【その他参考】

日本海溝・千島海溝特措法の改正に伴う  
危害予防規定の対応について

R4.9.30  
(推進地域の追加)



## ◆ 高圧ガス製造保安責任者試験等の手数料の改定

<b>対象法令等</b>	地方公共団体の手数料の標準に関する政令
<b>概要</b>	地方分権推進計画に基づく定期的な見直しにおいて、試験手数料の見直しが行われたもの。
<b>措置日</b>	R4.1.26公布、R4.4.1施行

### 改定された手数料一覧

	変更前	変更後
製造保安責任者 乙種（化学・機械）、第二種冷凍機械	9,300円	11,600円
製造保安責任者 丙種化学（特別・液石）、第三種冷凍機械	8,700円	10,300円
第一種販売主任者	7,900円	9,000円
第二種販売主任者	6,200円	7,200円

電子申請の場合は500円引き

# 高圧ガス保安法令の改正情報



## ◆ 水素燃料電池自動車用燃料装置用容器のうち大型車の充填可能期限延長等

対象法令等	一般則 コンビ則 国際容器則細目告示 政令関係告示
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち大型車に用いるものについて、充填可能期限を 15 年から 20 年まで延長するもの。</li><li>・ 型式承認を得た容器に関して、設計の一部変更をする場合に要求される試験項目をリスト化するもの。</li><li>・ 協定規則第 110 号（天然ガス自動車）、第 134 号（圧縮水素燃料電池自動車）及び第 146 号（圧縮水素燃料電池二輪車）の参加国等にパキスタンを追加するもの。</li><li>・ その他、エアゾール容器の構造に関する規定が一部改正されたもの。（政令関係告示）</li></ul>
措置日	R4.6.22公布・施行



## ◆ 高圧ガス製造保安責任者試験等の手数料の改定

対象法令等	高圧ガス保安法関係手数料令
概要	受験者数減による固定費の増加、新型コロナウイルス感染症対策に伴う会場費用の増加等により、現行の試験手数料と実費に乖離が生じていたため、手数料令を一部改正し、手数料を増額するもの。
措置日	R4.6.24公布、R4.6.30施行

改定された手数料一覧		
	変更前	変更後
甲種化学責任者	13,200円	17,800円
甲種機械責任者		
第一種冷凍機械責任者		

電子申請の場合は500円引き



## ◆ 一般複合容器に係る改正等

対象法令等	容器則 運用解釈（内規）
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 在宅酸素療法等で用いられる一般複合容器を新たに「医療用酸素用一般複合容器（MED）」として区分し、MEDに係る再検査期間を3年から5年に見直すもの。</li><li>・ 新たに開発される冷媒ガスへの対応に向けて、FC容器に耐圧試験圧力を6MPaとする新たな類型「FC4類容器」を追加するもの。</li></ul>
措置日	R4.7.29公布、R4.8.1施行(FC4類容器の追加はR5.1.29施行)



## ◆ 冷凍則大臣認定試験者制度の創設等

対象法令等	冷凍則
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 冷凍設備の機器製造業者に対する大臣認定試験者制度が創設されたもの。</li><li>・ 現行の協会が行う試験を、認定試験者による試験に代えることが可能となる。</li></ul>
措置日	R4.9.12公布、R4.10.1施行

# 高圧ガス保安法令の改正情報



## ◆ 日本海溝・千島海溝特措法の改正に伴う危害予防規程の変更について

<b>対象法令等</b>	○一般則 液石則 コンビ則 冷凍則
<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・最新の知見等を元に、本県の16市町が推進地域 に追加。 【栃木県内】...宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那須町、那珂川町</li><li>・ただし本県内では、同地震に伴う津波による水深30cm以上の浸水想定区域は想定されていないことから、<u>危害予防規定に同地震に係る項目を追加すべき対象者にはあたらない。</u></li></ul>
<b>措置日</b>	R4.9.30（推進地域の追加）



# ご視聴ありがとうございました。

## 今後とも「法令の遵守」及び「保安の確保」にご協力をお願いいたします。

～各種申請・届出様式は、栃木県HPからダウンロードできます～

The screenshot shows the Tochigi Prefecture website with the following content:

- Header: 栃木県 TOCHIGI PREFECTURAL GOVERNMENT
- Navigation: 防災・安全, くらし・環境, 子育て・福祉・医療, 教育・文化, 社会基盤, 産業・しごと, 県政情報
- Breadcrumbs: ホーム > 産業・しごと > 開工業・企業立地 > 産業施策 > 高圧ガス/LPガス
- Page Title: 高圧ガス/LPガス
- Section: 新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（高圧ガス保安法・液化石油ガス法）
- Text: 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延を防ぐとともに、事業者が十分な感染拡大防止策を講ずるための環境整備を行う必要があります。高圧ガス保安法及び液化石油ガス法では、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、次のとおり保安検査の期間延長等の措置を行っています。詳細はリンク先（経済産業省ホームページ）を御覧ください。
- List of measures:
  - 石油化学コンビナート等の大容量の高圧ガス製造設備について、施設によって定められた期間以内に行わなければならない保安検査の期間延長（令和2年4月10日から同年9月30日までに期間が終了する者について4ヶ月間）等（外部サイトへリンク）（高圧ガス保安法）
  - 新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（外部サイトへリンク）（液化石油ガス法）
- Right sidebar: 産業施策
  - とちぎ産業成長戦略 ~価値を創造し、躍進する“とちぎの産業”~
  - 小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」について
  - 高圧ガス/LPガス
    - 栃木県中小企業振興審議会
    - 中小企業向け制度融資の御案内<栃木県制度融資>
    - 企業したい・取り扱いたい

【QRコード】

栃木県高圧ガスHPトップ



様式ダウンロード



栃木県庁 高圧ガス